

○米沢市技能功労者表彰条例

平成 15 年 3 月 26 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、優れた技能者について技能功労者として表彰することにより、技能者の社会的及び経済的地位の向上を図るとともに、技能尊重の気風を培うことを目的とする。

(表彰の要件)

第 2 条 表彰は、製造業、建設業その他の産業に従事する者であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものに対し、市長が行う。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 卓越した技能を有すること。
- (3) 他の技能者の模範と認められる者又は同一職業の指導的立場にある者であること。
- (4) **現に表彰に係る技能を要する職業に従事している**こと。
- (5) 卓越した技能を必要とする職業に関して表彰が行われる日現在において **30 年以上の経験を有し、かつ、年齢が 50 歳以上の者**であること。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、表彰を行うことができる。

(推薦)

第 3 条 市長は、表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）を決定するに際し、広く市民からその候補者の推薦を受けるものとする。この場合において、当該候補者の推薦を行おうとする者は、規則で定める日までに、当該推薦に係る推薦書を市長に提出しなければならない。

(技能功労者表彰選考委員会)

第 4 条 被表彰者の決定を公正かつ適正に行うため、米沢市技能功労者表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、被表彰者の選考に関して意見を述べるものとする。
- 3 委員会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、その年の被表彰者の選考が終了するまでとする。
- 6 委員会は必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(表彰)

第 5 条 表彰は、国民の祝日の日を選び、式を挙げてこれを行う。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。